

獨實語活相談

クレジットカードの請求に

身に覚えがない!?

相談は こちらへ...

役場消費生活センター (町民課内)
「EL 0796・36・1941 (直通)
たじま消費者ホットライン
「EL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守リ

【事例】

クレジットカード会社から商品購入代金として 20 万円を請求された。請求明 細には身に覚えのない請求 内容が記載されている。

クレジットカードは数枚 持っているが、このカード 払いで買い物をしたことが なく、全く身に覚えがない。 カードを不正使用されたと しか考えられない。

≪ひとことアドバイス≫

- ◆何らかの原因で、クレジットカードの ID とパスワードなどの情報を 抜き取られ、悪用されたものと考えられます。
- ◆消費生活センターを通じてカード会社に状況を伝え、最終的に請求を 取り下げることができました。
- ◆身に覚えのない請求があった場合は、消費生活センターに早めにご相 談ください。

【クレジットカード利用の注意点】

- ①カードの利用明細や通販の利用履歴を必ず毎月チェックする。
- ②カードの暗証番号は推測されにくい番号にする。
- ③信頼できるサイト以外にカード情報は登録しない。
- ④家族や友人であってもカードの貸し借りはしない。
- ⑤カードの紛失・盗難に備えてカード会社の連絡先をメモする。
- ⑥不必要なカードは作らない。